

障害者差別解消法 ― 意義と課題

名城大学 植木淳

I. 障害差別禁止とは何か？

1. 社会モデル

- (1) 個人モデル … その人自身の心身の機能障害が「障害」の原因であると考えて、予防・治療・リハビリテーションの対象とする
- (2) 社会モデル … その人自身の心身の機能障害だけが「障害」の原因ではなく、障害のない人を基準にして形成される社会構造によって「障害」が形成されるものと捉える

機能障害 (impairment) → 社会的障壁 → 障害 (disability)

2. 「障害のあるアメリカ人に関する法律」(ADA) (1990年)

(1) 障害差別禁止の構造

① 差別禁止の対象分野

- i) 雇用差別 (第1編) … 使用者による差別禁止
- ii) 公的機関による差別 (第2編) … 州・地方自治体による差別禁止
- iii) 公共施設における差別 (第3編) … 民間事業者の差別禁止

② 差別禁止の枠組

※ 「資格を有する障害のある個人」 → 「障害」を理由とする不利益を禁止

「資格」 … 当該社会活動の本質的機能を遂行することができる

- i) 直接差別の禁止 → 障害を理由とする差別の禁止
… 「正当な理由」がある場合には違法にならない (ex. 直接の危険)
- ii) 間接差別の禁止 → 表面上は障害を理由とする差別ではないが、障害のある人に不利益な効果を有する行為の禁止
… 「正当な理由」がある場合には違法にならない (ex. 業務関連性)
- iii) 合理的配慮の提供義務 → 障害のある人の参加のために必要な措置
… 「過重な負担」「本質的変更」になる場合には提供義務を免れる

ex. PGA v. Martin 判決 … 足が不自由なゴルフプレーヤーに対して、本選ラウンドでカートの使用を認めない規定の合法性

(2) 障害差別禁止法の実績 — ADA訴訟と行政救済

①ADAに関する裁判例の展開

- ・「雇用」 → 障害のある労働者に不利な判断がされる傾向にある
- ・「公的機関」「公共施設」 → 障害のある原告に好意的な裁判例がある
 - i) HIV感染者が歯科医から治療拒否を受けたことが違法とされた
 - ii) 麻薬中毒患者のためのリハビリテーション施設の建設不許可が違法とされた
 - iii) ワイン工場の見学ツアーに介助犬を同伴できないことが違法とされた
 - iv) 障害で進学が遅れた生徒が年齢制限で試合出場できないことが違法とされた
 - v) 障害のある被疑者を配慮なく移送して転倒させたことが違法とされた
 - vi) 歩行困難なゴルフプレーヤーがカートを利用できないことが違法とされた

②行政機関による救済の枠組

- ・「雇用」 … 雇用機会均等委員会に対する不服申立のうち 20%程度で何らかの救済合意が成立している（1年間 4000 件程度）
- ・「公的機関」「公共施設」 … 司法省に対する不服申立によって、5年間で 690 件程度の救済合意が成立している

3. 「障害差別禁止法」の拡大

(1) 障害差別禁止法の拡大

→ EU・イギリス・フランス・ドイツ・韓国における障害差別禁止法制

(2) 障害者権利条約（2006年）

「障害を理由とするあらゆる差別を禁止するものとし、いかなる理由による差別に対しても平等かつ効果的な法的保護を障害者に保障する」。「平等を促進し、及び差別を撤廃することを目的として、合理的配慮が提供されることを確保するためのすべての適当な措置をとる」（5条）

→ 「直接差別の禁止」「間接差別の禁止」「合理的配慮の提供義務」

II. 障害者差別解消法

1. 法律制定に至る経緯

- (1) 障害者権利条約の署名 (2007 年) → 障がい者制度改革推進会議 (2009 年)
→ 障害者政策委員会 (2011 年)

(2) 障害者基本法の改正 (2011 年)

「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」(4条1項)

「社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない」(4条2項)

(3) 障害者政策委員会差別禁止部会の意見 (2012 年)

- ①総論 … i) 不均等待遇の禁止 (直接差別・間接差別・関連差別)
ii) 合理的配慮の提供義務
※「過重の負担」の場合は提供義務を免れる

- ②各論 … i) 公共的施設・交通機関、ii) ②情報・コミュニケーション、iii) 商品・役務・不動産、iv) 医療、v) 教育、vi) 雇用、vii) 国家資格、VIII) 家族形成、ix) 政治参加、X) 司法手続

- ③救済手続 … i) 行政救済 … 自主的紛争解決 → 調停・斡旋・仲裁
ii) 司法救済 … 裁判規範性 → 民法90条・709条

→ 2013年6月 自民・民主・公明の三党合意に基づいて法制化へ

2. 障害者差別解消法 (2013年制定→2016年施行)

- (1) 目的 … 「全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ…障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする」(1条)

- (2) 障害の定義 … 「身体障害、知的障害、精神障害 (発達障害を含む) その他

の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」(2条1号)

(3) 差別禁止規範の内容

- ①行政機関 … 「行政機関等は…障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない」
… 「行政機関等は、…障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは…社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない」

→ 「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮」が法的義務

- ②民間事業者 … 「事業者は…障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない」
「事業者は…障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、…社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない」

→ 「不当な差別的取扱いの禁止」は法的義務／「合理的配慮」は努力義務

③雇用差別 (改正障害者雇用促進法)

- i) 募集採用 … 「事業主は、労働者の募集及び採用について、障害者に対して、障害者でない者と均等な機会を与えなければならない」(34条)。
… 「事業主は、労働者の募集及び採用について、障害者と障害者でない者との均等な機会の確保の支障となっている事情を改善するため、労働者の募集及び採用に当たり障害者からの申出により当該障害者の障害の特性に配慮した必要な措置を講じなければならない。ただし、事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなるときは、この限りではない」。
- ii) 採用後 … 「事業主は、賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、労働者が障害者であることを理由として、障害者でない者と不当な差別的取扱いをしてはならない」(35条)
… 「事業主は、障害者である労働者について、障害者でない労働者

働者との均等な待遇の確保又は障害者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するため、その雇用する障害者である労働者の障害の特性に配慮した職務の円滑な遂行に必要な施設の整備、援助を行う者の配置その他の必要な措置を講じなければならない。ただし、事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなるときは、この限りでない」（36条の3）。

→ ①募集・採用における「均等な機会」の保障、②労働者に対する「不当な差別的取扱の禁止」と「必要な措置の提供」（合理的配慮）が規定された。

(4) 法律の実効性確保

- ①基本方針（内閣） → i) 障害差別解消推進施策の基本的方向
→ ii) 行政機関／事業者の講ずべき障害差別解消措置
- ②対応要領（国・地方公共団体の行動指針） … 各省大臣・自治体が定める。
- ③対応指針（民間事業者の行動指針） … 各事業の所管大臣が定める

(5) 実施体制

①相談・紛争防止

「国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする」。

②障害者差別解消支援地域協議会

「国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するものは、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会を組織することができる」。

3. 障害者差別解消法の課題

(1) 法律の名称 … 「差別」の「禁止」ではなく「解消」

- (2) 「各論」の不存在 … 対応要領・対応指針による具体化の必要性
- (3) 不当な差別的取扱 … 「間接差別」が含まれるか？
- (4) 民間事業者の合理的配慮 … 差別的取扱の禁止との整合性
- (5) 行政救済手続 … 実効的救済手段の必要性

Ⅲ. 障害差別禁止法理の展開

1. 教育

- (1) 徳島県藍住町立幼稚園入園拒否事件（徳島地決 2005 年 6 月 7 日）
 - ～ 歩行障害及び排尿障害があり水頭症に罹患している 5 歳の幼児が町立幼稚園への入園を不許可とされた事案に関して、徳島地裁は、移動介助・安全確保に関する危険性は教職員の加配措置によって克服できるとして、本件入園不許可処分は違法であり、入園許可を義務づける決定を行った。
- (2) 下市町立中学校入学拒否事件（奈良地決 2009 年 6 月 26 日）
 - ～ 脳性麻痺に起因する肢体不自由の生徒（X）が、特別支援学校に就学させるべき旨の通知を受けた事案に関して、奈良地裁は、本件中学校は補助員の雇用、教室の再配置、移動経路の調整、施設の改善などによって X を受容することは可能であり、教員には「特別支援教育に関する専門性の向上が求められているのであるから、肢体不自由者を受け入れた経験がないということが、教員の配置に欠けることの理由とはならない」として、本件就学通知は違法であり、X の就学先として普通中学校を指定することを義務づける決定を行った。

2. 公共交通

- (1) JR 東日本車いす対応トイレ設置訴訟（東京地判 2001 年 7 月 23 日）
 - ～ JR の特急列車に車いす対応トイレが設置されていないことが違法であると主張された事案に関して、東京地裁は「JR は、車いす利用者に対し…健常者と異なる取扱いをしたのではなく、車いす利用者が事実上小海線・五能線を利用できない状態が生じているとしても」、違法とはいえないと判断した。
- (2) シンガポール航空事件（大阪高判 2008 年 5 月 29 日）
 - ～ 脳性麻痺による障害のある X が航空機の搭乗を拒否された事案に関して、大阪高裁は、①航空会社が搭乗を拒否できるのは「対応困難又は対応できない援助」が必要な旅客に限られるとしたうえで、② X に対する援助の困難性が高齢者・児童と大きな差異があるか否かは疑問であり「対応困難又は対応できない援助」が必要な旅客であったとはいえない。但、③航空会社の担当者が出発当日に X の障害を知ったという状況においては損害賠償責任は成立しないと判断した。

3. 商品・サービス

(1) ネットカフェ入店拒否事件（東京地判 2012 年 11 月 2 日）

～ インターネットカフェ店舗の店長が「障害者による利用は断っている」という趣旨を述べて、精神障害のある X の入店を拒否した事案に関して、東京地裁は、入店拒否は「違法な差別行為」であるとして、慰謝料 60 万円の支払を命じた。

(2) ゴルフクラブ入会拒否事件（静岡地浜松支判 2014 年 9 月 8 日判時 2243 号 67 頁）

～ 性同一性障害特例法に基づき女性に性別変更した X が、ゴルフクラブ入会を拒否された事案に関して、静岡地裁浜松支部は、X が女性として入会することによって混乱が生じるとは考え難いとして、本件入会拒否を違法であるとして、慰謝料 100 万円の支払を命じた。